

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき農業委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年1月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和元年8月6日から令和2年1月7日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年1月8日

3 監査の対象

(1) 対象部局

農業委員会事務局

(2) 対象年度

令和元年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

(2) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正	ア 契約相手方の選定方法は適切か。

	<p>に行われないう スク 支出が適正に 行われないう スク</p>	<p>イ 契約書、見積書等関係書類は 确实かつ的確に整備されている か。また、これらの内容は適正 か。 ウ 履行確認は適正に行われてい るか。また、履行期限は守られ ているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期 に行われているか。</p>
<p>(2) 負担金、補助 及び交付金の支 出に関する事務</p>	<p>算定及び支出 が適正に行われ ないリスク</p>	<p>ア 算定及び支出は適正に行われ ているか。 イ 交付条件は適切に付され、条 件どおり履行されているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第 2 6 条及び第 2 7 条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 委託料

支出負担行為書、請書、請求書、支出命令書 等

イ 負担金、補助及び交付金

支出負担行為兼支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

農業委員会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第 3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」

をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第12項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされており、この通知の中で、指摘を受けた不適正な事務処理の原因を明らかにした上で是正又は改善のための具体的な取組等が示されることとなっている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査対象事務

農業委員会事務局に対して平成27年度に実施した定期監査及び平成28年度行政監査「平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について」の結果を考慮し、選定した。

指摘事項等の概要	措置等の概要
< 委託料の支出に関する事務 > ・ 契約書約款及び請書に添付された仕様書において引用している条項の記載誤り	事務局長から管理監督者に対して口頭訓示を行い、管理監督者から全職員を対象に契約事務の重要性及び適正な事務の遂行により職責を果たすよう口頭訓示 職場内研修を実施し、適正な事務執行に対する意識付けを行うとともに、留意すべき点の

	<p>再確認を行い、その結果を「事務処理ミス防止対策管理表」に反映</p> <p>職員が輪番で担当者となって職場内研修を継続的に開催</p> <p>契約事務執行時において、各業務に適したチェックリスト及び事務処理ミス防止対策管理表を活用し、複数の職員が確認</p>
--	--

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	<p>(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。</p> <p>(2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。</p> <p>(3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。</p> <p>(4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。</p> <p>(5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。</p>

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

前回指摘事項の改善状況、請書、仕様書、請求書、契約事務に係るチェックリスト 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

今回の行政監査において、農業委員会事務局における平成27年度定期監査

の結果に基づき措置が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の継続的執行が確保されているかを主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、調査に当たり確認した各種書面及び聴取内容の限りにおいて、指摘事項となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。